



人口・世帯	(4月1日現在)
人口	183,109人 (前月比 -29人)
世帯	54,828世帯 (前月比 +71世帯)



森林の中で、インゲンなる、蕨の葉を採りに行く。おだわら自然観察会。



小鳥のみぎずりにも耳を

「森林浴」や「野鳥観察」で 自然に親しまおう

「森林浴」を ご存じですか

小田原市内は、自然がまじりまじりしています。一部外出田畑や雑木林、森林がまだ広がっています。自然の中を歩くと、自然の恵みを感じ、心が安らぎます。

自然の中を歩くと、自然の恵みを感じ、心が安らぎます。自然の中を歩くと、自然の恵みを感じ、心が安らぎます。

森林浴とは、自然の中を歩くと、自然の恵みを感じ、心が安らぎます。自然の中を歩くと、自然の恵みを感じ、心が安らぎます。

緑と溪流の 「いいの森」へ

森林は、私たちの体に、影響を与えるフィトンチッドと呼ばれる物質の中に含まれて、私たちに与える効果があります。

「いいの森」は、緑と溪流の美しい風景が広がる場所です。自然の中を歩くと、自然の恵みを感じ、心が安らぎます。



鳥と友だちに
5月10日16日
野鳥観察会

鳥と友だちに、5月10日と16日に野鳥観察会を開催します。自然の中を歩くと、自然の恵みを感じ、心が安らぎます。

今月号から紙面が
変わりました

今月号から、広報おだわらの紙面が変わりました。活字をより大きく、読みやすくしています。紙面一段落から14字詰、10行組みに変更しました。今後は、よりおだわらをお楽しみください。

初夏の鳥をたずねる会

5月20日
酒匂川で

●集合 小田原市役所
●解散予定 午前10時
●講師 小田原自然観察会
●参加費 無料
●対象 小学生以上
●定員 六十人
●当日持参のもの ノー
タビ道具、双眼鏡、水筒
など。
●服装 白色の服は避け
てください。
●申込み 五月十七日
(日)まで電話で受付す
る。直接でも受付は可
です。参加費は、定
員になり次第の切ま
す。
●コース 相模川・酒匂川
●飯取本水場まで四
化橋 電話 1177

いいの森

自然の中でパーベキュー

●期間 五月十五日
●時間 午前十時午後
四時(雨天)期間中
は午後七時まで
●場所 約二十四キロ
四方の森、そのうち
四十分の一は酒匂川
利用法、利用の目的
●材料 用具 小田原市
●申し込み 五月十五日
●集合 小田原市役所
●解散予定 午後四時
●講師 小田原自然観察会
●参加費 無料
●対象 小学生以上
●定員 六十人
●当日持参のもの ノー
タビ道具、双眼鏡、水筒
など。
●服装 白色の服は避け
てください。
●申込み 五月十七日
(日)まで電話で受付す
る。直接でも受付は可
です。参加費は、定
員になり次第の切ま
す。
●コース 相模川・酒匂川
●飯取本水場まで四
化橋 電話 1177

59年度

自治会長決まる

243人に 地区嘱託員・広報委員を委嘱

昭和五十九年度の各区域自治会長決まりました。

白根町上郡 大下町 高橋地区 19区 高橋地区 19区 高橋地区 19区

白根町下郡 大下町 高橋地区 19区 高橋地区 19区 高橋地区 19区

白根町上郡 大下町 高橋地区 19区 高橋地区 19区 高橋地区 19区

白根町下郡 大下町 高橋地区 19区 高橋地区 19区 高橋地区 19区



河川の清掃も自治会活動の一つとして行われています

市長と話し合う会

58年度開催の結果

多い道路交通問題

市民のみんごの意見を聴き、それを政反映させるため、市長は市長話し合う会を毎年実施しています。

市長と話し合う会、市長と話し合う会、市長と話し合う会、市長と話し合う会、市長と話し合う会

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱、地区嘱託員・広報委員を委嘱

住宅性能保証制度 本年7月からスタート 10年保証の家が建つ

民間防犯指導員 小田原市

監査の結果 福祉部、建設部、都市開発部、下水道部教育委員会

地方税法が一部改正

個人市民税・法人市民税・軽自動車税

表(一)の引上げは、非課税(④等)の非課税率が、次となりになりました。八十四万円の課税限度額が、上げられました。

①所得控除額が、次のとおりになりました。

本人
配偶者
二十万円の引上げ
二十万円の引上げ
二十万円の引上げ
二十万円の引上げ

②法人市民税
配当金
均等割の税率が表(二)のとおりになりました。

③自動車税
均等割の税率が表(三)のとおりになりました。

④軽自動車税
均等割の税率が表(四)のとおりになりました。

昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税

別表1 各種所得控除額等の引上げ

所得控除	改正後	改正前
源泉徴収控除(標準世帯)	1,888万円	1,584万円
基礎控除	26万円	22万円
配偶者控除	26万円	22万円
扶養控除(同一生計)	27万円	23万円
同居親族控除	30万円	25万円
同居親族控除	30万円	22万円
同居親族控除	27万円	23万円
同居親族控除	31万円	26万円
同居親族控除	24万円	21万円
特別障害者控除	26万円	23万円
特別障害者控除	24万円	21万円
特別障害者控除	24万円	21万円
特別障害者控除	24万円	21万円

別表2 法人市民税均等割の引上げ(昭和59年4月1日以後に終了する事業年度から)

課税標準	改正後	改正前
資本等の金額	1,000円	700円
50億円超	300万円	130万円
10億円超	50万円	40万円
5億円超	50万円	40万円
1億円超	50万円	40万円
1億円以下	50万円	15万円
1億円以下	50万円	15万円
1億円以下	50万円	12万円
1億円以下	50万円	12万円
1億円以下	50万円	12万円
1億円以下	50万円	12万円

別表3 軽自動車税率の引き上げ

車種	改正後	改正前
原動機付自転車	0.5以下50ccまで	1,000円
	0.5以下9.9ccまで	1,100円
	0.9超12ccまで	1,450円
	2cc超	2,200円
	3cc超	3,100円
	0.9超	5,200円
軽自動車	4輪以上(乗)家用用	7,200円
	4輪以上(貨)家用用	5,000円
	4輪以上(貨)商用用	3,650円
	4輪以上(貨)専用用	1,450円
	4輪以上(貨)専用用	4,700円
	2輪	3,650円

十九年度に於ける地方税法の改正は、昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税

市は、昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税

市は、昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税

市は、昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税

市は、昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税

市は、昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税

市は、昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税

市は、昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税

市は、昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税



今年度で全館完成する市立病院

市立病院 外来診察室 一部移転

市立病院では、中央診療棟、内科科の診察室を、移転の四月二十六日、整形外科の診察室と併設して、外来診察室の一部を移転しました。

また、内科科の診察室は、当分の間、中央診療棟に併設して、外来診察室として利用させていただきます。

市立病院の全面改築工事、現在、外装工事を行っています。近々、内外装工事の完了を期して、病棟の全面改築も完了いたします。

市立病院にお出かけの際は、工事の進展が、自車でお越しの際は、駐車場の確保が、大変でございます。



今年度で全館完成する市立病院

農業者年金 巡回相談

5月1日

市は、昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税

標準小作料を改訂

市は、標準小作料の改訂を行います。

今年度、標準小作料の改訂は、土地の改良と関係なく、改訂を行います。

改訂後の標準小作料は、次のとおりです。

一、改訂後の標準小作料は、土地の改良と関係なく、改訂を行います。

二、改訂後の標準小作料は、土地の改良と関係なく、改訂を行います。

市税等未納の方 至急納付を

市は、昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税

交通災害共済制度 あなたは加入しますか

市は、昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税

乾電池分別収集

市は、乾電池の分別収集を行います。

乾電池の分別収集は、環境汚染の原因を減らすために、重要な取り組みです。

乾電池の分別収集は、環境汚染の原因を減らすために、重要な取り組みです。

金融機関の名称変更

市は、金融機関の名称変更を行います。

金融機関の名称変更は、市民の利便性を高めるために、重要な取り組みです。

金融機関の名称変更は、市民の利便性を高めるために、重要な取り組みです。

取組機関の名称変更

市は、取組機関の名称変更を行います。

取組機関の名称変更は、市民の利便性を高めるために、重要な取り組みです。

取組機関の名称変更は、市民の利便性を高めるために、重要な取り組みです。

取組機関の名称変更

市は、取組機関の名称変更を行います。

取組機関の名称変更は、市民の利便性を高めるために、重要な取り組みです。

取組機関の名称変更は、市民の利便性を高めるために、重要な取り組みです。

取組機関の名称変更

市は、取組機関の名称変更を行います。

取組機関の名称変更は、市民の利便性を高めるために、重要な取り組みです。

取組機関の名称変更は、市民の利便性を高めるために、重要な取り組みです。

地方税法が一部改正

個人市民税・法人市民税・軽自動車税

市は、昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税

市は、昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税

市は、昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税

小田原橘品評会

市は、小田原橘品評会を開催します。

橘品評会は、橘の品質向上を図るために、重要な取り組みです。

橘品評会は、橘の品質向上を図るために、重要な取り組みです。

小田原原果品評会

市は、小田原原果品評会を開催します。

原果品評会は、原果の品質向上を図るために、重要な取り組みです。

原果品評会は、原果の品質向上を図るために、重要な取り組みです。

市税等未納の方 至急納付を

市は、昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税

交通災害共済制度 あなたは加入しますか

市は、昭和五十九年度から、みなぎに關する地方税法が改正され、市税おだわら正課金は次のとおりです。

①所得控除額引上げ
②法人市民税
③自動車税
④軽自動車税

乾電池分別収集

市は、乾電池の分別収集を行います。

乾電池の分別収集は、環境汚染の原因を減らすために、重要な取り組みです。

乾電池の分別収集は、環境汚染の原因を減らすために、重要な取り組みです。



▲飾り物に集まるにも長い列！



▲開の桜の園にまたれた開くら



この日は、教えられないは何回も雪が降りました。寒くて梅の花も遅れ、一帯は桜と開くらに咲き残り、北園ではよもぎなどが、小田原地方では珍しい、寒くただけ、四月に入ると春を待ちわびていたかのように暖かい陽気に誘われて、城址公園周辺には、大勢の遊覧車が走り出し、やわらかい日差しが降りまき、桜の花が満開となつた四月の目標日、家族連れににぎわう城址園をカメラでチェックしてみ。

カメラスケッチ

桜咲く城址公園



▲ゴミは何と10トンも出ました



▲花よりカラオケです



▲桜の花のトンネルもお堀に美しく映る

本年度から町や口自由で電話による送付が可能な方のために、ミニファクスを市の福祉課と社会福祉センターに設置しましたので、是非ご利用ください。
設置場所の電話番号は、次とおりです。
福祉課 電話 2146
社会福祉センター 電話 2148

今年も市内の県立高校四校で開設されます。
この度、とうきょうの手がかりをテーマとして、西湘高校が校で開催されるスクールの教員を決まりましたのでお知らせします。

聴覚言語障害の方 ミニファクスの利用を

①住所の氏名・年齢・電話番号を明記した次のようへんがんでください。
②詳しいことは西湘高校 072-1171(一問一答)まで。
③申し込み多数の場合は抽選となります。

ミニファクス

正しく使おう みんなの道路

●道路に看板・自動販売機などを置くことは禁止されています。
●歩行者が安全に通行できるように道路を正しく使しましょう。

●水路等々には必ず許可を受けてから通行してください。
●市町村が管理する道路、水路を無断で通行する方は禁止されています。
●道路を通行以外の目的で、水路、土間等を出入り口用道路等に使用するときは、占用許可を得る必要があります。
●問い合わせ先：土佐官庁連絡1533

小田原競輪開催に伴う周辺道路総合交通規制日

5月

11日(金)	27日(日)
12日(土)	28日(月)
13日(日)	29日(火)

なくそう放置自転車

◎個人の放置が大きな迷惑
◎みんなて守ろう正しいモラル

広報おしらせ版5月号

No.1 昭和59年5月1日 編集発行 小田原市役所広報課



健康コーナーは2面にあります

又は検査（資格のある方は）問を6月31日まで延滞する用紙の申し込みを含む各種の申請書の受付を5月31日まで行われ、5月31日以後は、申請書の受付は行われません。申請書の受付は、市役所健康センター（中山神社）で行われます。

現在、香樟小学校等に在籍する児童の健康診断の申し込みが、5月1日から受け付けています。申し込みは、健康センター（中山神社）で行われます。

5月の保養相談
城山保養センター
穴水保養センター
乳石保養センター
的定保養センター
5月10日～14日
5月17日～19日
5月24日～26日
5月31日～

又、この健康センターでは、健康診断だけでなく、健康相談も行っています。健康相談は、健康センター（中山神社）で行われます。健康相談は、健康センター（中山神社）で行われます。

健康相談は、健康センター（中山神社）で行われます。健康相談は、健康センター（中山神社）で行われます。

5月の保養相談
穴水保養センター
乳石保養センター
的定保養センター
5月10日～14日
5月17日～19日
5月24日～26日
5月31日～

健康相談は、健康センター（中山神社）で行われます。健康相談は、健康センター（中山神社）で行われます。

時間	収集場所
9:30	片瀬支所(寺山神社)
9:55	芦川支所(駅前駐車場)
10:10	富田支所
10:30	中央通停留所(のぎわね橋)
10:50	中央通停留所(野瀬橋)
11:15	豊水支所
11:35	豊井支所
13:00	豊井支所
13:20	下野井支所
13:40	下野井支所
14:00	下野井支所
14:20	下野井支所
15:20	下野井支所

5月の不用品の収集日
問: 場所決のお申し込みは、お申し込みをさせていただきます。お申し込みは、お申し込みをさせていただきます。

収集場所は、お申し込みをさせていただきます。収集場所は、お申し込みをさせていただきます。

所があなたに後援者（市議会）を推薦して、市長に推薦状を送ります。市長は、市長に推薦状を送ります。市長は、市長に推薦状を送ります。

市長は、市長に推薦状を送ります。市長は、市長に推薦状を送ります。市長は、市長に推薦状を送ります。

市長は、市長に推薦状を送ります。市長は、市長に推薦状を送ります。市長は、市長に推薦状を送ります。

市長は、市長に推薦状を送ります。市長は、市長に推薦状を送ります。市長は、市長に推薦状を送ります。

市長は、市長に推薦状を送ります。市長は、市長に推薦状を送ります。市長は、市長に推薦状を送ります。

市長は、市長に推薦状を送ります。市長は、市長に推薦状を送ります。市長は、市長に推薦状を送ります。



市長は、市長に推薦状を送ります。市長は、市長に推薦状を送ります。市長は、市長に推薦状を送ります。

市長は、市長に推薦状を送ります。市長は、市長に推薦状を送ります。市長は、市長に推薦状を送ります。

第105回市民劇場

孫悟空 めいくるみ人形ミュージカル

●日時 5月10日(土)午前11時・午後2時(2回公演)

●場所 小田原市民会館大ホール

●大座席 全席指定 日席1,000円
●前夜席 A席1,800円 B席1,200円
●当日席 A席1,500円 B席1,200円
(5月10日から市民会館で発売)
●大人・子ども同料金

●主催 小田原市民会館事業協会
●問い合わせ 0465-2217146

5月の市民相談

相談内容	相談時間
一般相談	毎週 月～土
生活相談	毎月 1、4、7、10日
消費者相談	毎月 6、13、20日
就業相談	毎月 13、20日
生活相談	毎月 13、20日
生活相談	毎月 13、20日
生活相談	毎月 13、20日
生活相談	毎月 13、20日
生活相談	毎月 13、20日
生活相談	毎月 13、20日

お問い合わせは福祉課係務係
電話: 0465-2217146
〒200-1111 小田原市役所

お問い合わせは福祉課係務係
電話: 0465-2217146
〒200-1111 小田原市役所

けんこう診査

(3か月児・3歳児健康診査)

【持参する物】母子健康手帳と別冊、別冊の診査票に必要事項記入していただく。【振込】保健所保健手帳課課③315内線43・44

月日	受付時間・会場	対象児
5月7日(日)		59年2月1日～9日生まれ
5月14日(日)	午後1時～2時 保健所2階	59年2月10日～15日生まれ
5月21日(日)	乳児室	59年1月生まれの未受診児
5月28日(日)		59年2月16日～23日生まれ
6月5日(日)		59年2月24日～29日生まれ
6月12日(日)	同上	59年3月1日～12日生まれ
6月19日(日)		59年5月生まれの未受診児
		59年4月29日～18日生まれ
		59年5月19日～31日生まれ

(7か月児健康診査)

【持参する物】母子健康手帳 【担当】指導係③31831

月日	受付時間・会場	対象児
5月7日(日)		58年9月1日～9日生まれ
5月9日(日)	午前9時30分～10時30分	58年9月10日～15日生まれ
5月10日(日)	保健所7階	58年9月16日～23日生まれ
6月4日(日)	男子体育館	58年9月24日～31日生まれ
6月5日(日)		58年10月1日～9日生まれ
6月5日(日)		58年10月10日～15日生まれ
6月5日(日)		58年9月生まれの未受診児

(1歳6か月児健康・歯科診査)

【持参する物】母子健康手帳 【担当】指導係③31831

月日	受付時間・会場	対象児
5月8日(日)		57年10月1日～9日生まれ
5月11日(日)		57年10月10日～15日生まれ
5月15日(日)	午後1時20分～2時20分	58年9月16日～23日生まれ
5月18日(日)	衛生会館	57年10月24日～31日生まれ
5月12日(日)	(衛生会館講堂)	57年11月1日～9日生まれ
6月15日(日)		57年11月10日～15日生まれ
5月22日(日)	午後1時30分～2時30分	57年9月1日～20日生まれ
5月25日(日)		57年9月21日～10月10日生まれ
5月29日(日)	衛生会館	57年10月11日～31日生まれ
		5月に受診できなかった児

（小中）
5月17日 小中校出席者総会
午後5時30分～8時 中央公民館
5月21日 小中校出席者総会
午後5時30分～8時 中央公民館

図書館分館と配本所利用のご案内

今月は次の日程で図書貸出を行います。ご利用についての詳細は、各分館の職員、配本所の職員にお尋ねください。

分館名	開館時間	開館要項
下野中(中央公民館)	毎週土曜日13時～16時	7日 1人1冊まで
上野(新橋7カラ)	毎週土曜日17時30分～14時30分	7日 1人1冊まで
東野	毎週金曜日17時～16時30分	7日 1人1冊まで
豊野		7日 1人1冊まで
西野	毎日9時～16時30分	10日 1人1冊まで
清野		10日 1人1冊まで
清野	休日は休館となります。	
配本所		
今月の貸出し日時		
中央公民館	毎週日曜日	9時30分～11時
東野公民館	6日、19日	13時～14時30分
中央公民館	13日	10時～11時
清野公民館	27日	10時～11時
北野公民館	13日、27日	10時～11時30分
中央公民館	12日、26日	14時～15時30分
東野公民館	12日	17時30分～18時30分
北野公民館	5日、20日	14時～15時
中央公民館	20日	19時～20時
清野公民館	毎月第4日	16時～17時
東野公民館	毎月第2日	16時～17時
中央公民館	11日、26日	16時～17時
北野公民館	19日	14時30分～17時
清野公民館	毎月第1・第3日	17時30分～19時
東野公民館	毎月第1・第3日	17時30分～19時
中央公民館	毎月第1・第3日	19時～19時30分
北野公民館	毎月第1・第3日	9時～17時(月曜休)
清野公民館		9時～17時

健康コーナー



今年のミス小田原 門妻由美さん

集団検診・献血

乳がん検診会場の午後 館前市民ホールにて
5月29日(日)10時～12時
6月7日(日)10時～12時
6月14日(日)10時～12時
6月21日(日)10時～12時
6月28日(日)10時～12時
6月5日(日)10時～12時
6月12日(日)10時～12時
6月19日(日)10時～12時

献血会場の午後 館前市民ホールにて
5月29日(日)10時～12時
6月7日(日)10時～12時
6月14日(日)10時～12時
6月21日(日)10時～12時
6月28日(日)10時～12時
6月5日(日)10時～12時
6月12日(日)10時～12時
6月19日(日)10時～12時

予防接種

麻疹(ハシ)の予防接種
5月7日(日)10時～12時
5月14日(日)10時～12時
5月21日(日)10時～12時
5月28日(日)10時～12時
6月4日(日)10時～12時
6月11日(日)10時～12時
6月18日(日)10時～12時
6月25日(日)10時～12時

眼科の休日救急医療について

眼で眼病が集中して来院するお盆・お正月期間に、休日救急医療を行います。
 ① 休日救急医療は、24時間受付です。
 ② 休日救急医療は、緊急度の高い症例に限ります。
 ③ 休日救急医療は、予約制ではありません。
 ④ 休日救急医療は、診察料がかかります。
 ⑤ 休日救急医療は、処方料がかかります。
 ⑥ 休日救急医療は、検査料がかかります。
 ⑦ 休日救急医療は、検査料がかかります。
 ⑧ 休日救急医療は、検査料がかかります。

休日患者診療所 調剤薬局の案内

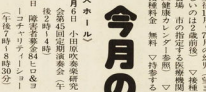
休日患者診療所は、24時間受付です。調剤薬局の案内も合わせて掲載しています。

市民会館 市民会館

市民会館は、市民の集まる場所です。様々なイベントや講座を開催しています。

今月の催物

今月は様々な催物があります。市民会館や図書館などで開催されています。



今月の催物

今月は様々な催物があります。市民会館や図書館などで開催されています。